

地方独立行政法人たつの市民病院機構職員給与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人たつの市民病院機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第38条第2項の規定に基づき、法人に勤務する職員及び地方独立行政法人たつの市民病院機構職員再雇用規程（以下「再雇用規程」という。）第3条の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）を含む。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

2 たつの市からの派遣職員の給与の支給に関する取扱いについては、たつの市職員の例によるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料)

第3条 給料は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であって、職員の職務の内容、責任の軽重、勤務の強度、勤務時間、労働環境その他勤務に関する条件に応じたものでなければならない。

2 宿舎、食事、制服その他生活に必要な施設等の全部又は一部が職員に支給される場合においては、別に定めるところにより、その相当額をその職員の給料から控除する。

(給料表)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 事務職給料表（別表第1）
- (2) 療養介助職給料表（別表第2）
- (3) 医療職給料表（一）（別表第3）
- (4) 医療職給料表（二）（別表第4）
- (5) 医療職給料表（三）（別表第5）

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

3 理事長は、全ての職員の職務を前項に規定する等級のいずれかに格付けし、第1項に規定する給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給の基準)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。以下この条及び次条

において同じ。) となった者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。

- 2 職員を1の職務の等級から他の職務の等級に異動させる場合又は1の職務から同じ職務の等級の初任給の基準を異にする他の職務に異動させる場合における号給は、別に定めるところにより決定する。

(昇給の基準等)

第6条 職員の昇給は、別に規程で定める日に、同日前2年の期間内において別に定める期間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員(医療職給料表(二)及び医療職(三)の4級までの適用を受ける職員を除く。)の第2項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別で定める基準に従い決定するものとする。
- 4 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 5 職員の昇給は、病院の業績に応じて行わなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(再雇用職員の給料月額)

第7条 再雇用職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の等級に応じた額とする。

- 2 再雇用職員のうち再雇用規程第2条第2号に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再雇用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、地方独立行政法人たつの市民病院機構職員の勤務時間等に関する規程(以下「勤務時間等規程」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給料の支給)

第8条 給料は、毎月その月額を支給する。

- 2 給料の支給日は、毎月21日とする。ただし、その月の21日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。
- 3 理事長は、特別の理由により、前項の規定により難いと認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に給料の支給日を定めることができる。

第9条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等によって給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、その月の1日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日数から勤務時間等規程第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養手当の支給方法)

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を

除く。)

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
 - (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(地域手当)

第12条 削除

(住居手当)

第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住する住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（別で定める職員を除く。）
 - (2) 第15条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして理事長が認める職員
- 2 住居手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定

める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別で定める。（通勤手当）

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、理事長が特に認める場合は、この限りではない。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位

期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（再雇用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別で定める職員にあっては、その額から、その額に別で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別で定める区分に応じ、前2号に定める額

（1か月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に

掲げる額又は前号に掲げる額

- 3 通勤手当は、支給単位期間（別で定める通勤手当にあつては、別で定める期間）に係る最初の月の別で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他別で定める理由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの理由が生じた後の期間を考慮して別で定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として別で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第15条 職場を異にする異動に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する職場に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する職場に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が別で定める距離以上である職員にあつては、その額に70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別で定める額を加算した額）とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（特殊勤務手当）

第16条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（時間外勤務手当）

第17条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で定める割合（その勤務が午後

10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 再雇用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務した日における正規の勤務時間との合計が8時間00分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第4条の規定により、あらかじめ勤務時間等規程第3条第2項、第3項の規定により割り振られた1週間の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間(別で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間等規程第3条第1項、第3項及び第4条の規定に基づく週休日における勤務のうち別で定めるものを除く。)の時間及び割振り変更前の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務(前項に規定する第5項で定める時間における勤務を除く。)の時間を合計した時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に第1項に該当する勤務にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を、前項に該当する勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 勤務時間等規程第10条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に第1項に該当する勤務にあつては100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午

前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を、第2項に該当する勤務にあつては100分の50から第2項で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第2項に規定する8時間00分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日勤務手当)

第18条 勤務時間等規程第9条第1項に規定する休日(勤務時間等規程第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、当該休日が勤務時間等規程第3条及び第4条の規定に基づく週休日に当たるときは、別で定める日及び勤務時間等規程第9条第3項の規定により代休日を指定されて、当該休日に勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。)において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(夜間勤務手当)

第19条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。ただし、当該勤務時間に対して特殊勤務手当のうち夜間医療手当の支給を受ける職員には、夜間勤務手当は支給しない。

(端数計算)

第20条 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第21条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、管理職手当の月額及び月額で支払われる特殊勤務手当の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1日当たりの勤務時間に当該年度における祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。)及び12月29日から1月3日までの日(祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

(宿日直手当)

第22条 宿日直勤務を命ぜられた医師には、その勤務1回につき、21,000円を超えない範囲内において理事長が定める額を宿日直手当として支給する。

2 前項の勤務は、第17条から第19条までの勤務には含まれないものとする。
(管理職手当)

第23条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち別で定める者について、その職務の特殊性に基づき、理事長の定める基準に従い支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第24条 前条に規定する職にある職員が、理事長が認める事務に従事するため勤務時間等規程第3条第1項、第3項及び第4条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、10,000円を超えない範囲内において理事長が定める額(当該勤務に従事する時間が6時間を超えて勤務をした職員にあつては、この額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において理事長が定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(特定の職員についての適用除外)

第25条 第18条から第20条までの規定は、前条に規定する職にある職員には適用しない。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(期末手当)

第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、基準日の属する月の別で定める日に支給する。(以下これらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員で理事長が定めるものについても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

- 3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは、「100分の72.5」とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。
- 5 別表第6の職員の欄に掲げる職員（再雇用職員を除く。）については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に別に定める表の職員の欄に掲げる職員に応じ、それぞれ同表の加算割合の欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第1項の期末手当基礎額とする。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第23条第6号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第23条第4号の規定により解雇された職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第28条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で、当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づき、その者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障

を生ずると認めるとき。

2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものでない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合には、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の理由を記載した説明書を交付しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、前項の説明書の様式その他一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

(勤勉手当)

第29条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員で理事長が定めるものにあっても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは、「100分の45」とする。

4 第2項の勤勉手当基礎額は、基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

5 第26条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第26条第4項」と読み替えるものとする。

6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第26条第1項」と読み替えるものとする。

(給与の減額)

第30条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第11条第1項に規定する時間外勤務代休時間である場合、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合及び休暇による場合その他勤務しないこと及び給与を支給することにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(再雇用職員についての適用除外)

第31条 第10条から第13条までの規定は、再雇用職員には適用しない。

(休職者の給与)

第32条 職員が職務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第14条第1項第1号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、休職になったときは、理事長が特に認めた場合に限り、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により休職にされたときは、給与を支給しない。

4 職員が就業規則第14条第1項第2号に掲げる理由に該当して休職にされたときは、理事長が特に認めた場合に限り、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 就業規則第14条第1項の規定により休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 第2項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは「第32条第6項」と読み替えるものとする。

(給与からの控除)

第33条 職員の給与からの控除は、法律で特に認められたもののほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書の協定をしたものについて行うものとする。

(口座振替による給与の支払)

第34条 給与は、職員の申出によって口座振替の方法により支払うことができる。

(委任)

第35条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までのたつの市職員の給与に関する条例の規定による給与については、なお条例の例による。
- 3 令和2年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、たつの市職員の給与に関する条例の給料表の適用を受けていた職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものは、令和5年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

2 令和2年12月に支給する期末手当の額に対する第26条第2項及び第3項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」とする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。

2 令和4年12月に支給する勤勉手当の額に対する第29条第2項及び第3項の規定の適用については、同項中「100分の100」とあるのは「100分の105」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 令和5年12月に支給する期末手当の額に対する第26条第2項及び第3項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」とする。
- 3 令和5年12月に支給する勤勉手当の額に対する第29条第2項及び第3項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」とする。

(施行期日等)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

事務職給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	143,400	229,500	262,500	288,400	318,700	362,400
	2	144,500	231,100	264,400	290,600	320,900	365,000
	3	145,700	232,600	266,200	292,800	323,200	367,500
	4	146,800	234,200	268,300	294,900	325,400	370,100
	5	147,900	235,700	270,100	296,900	327,600	372,000
	6	149,000	237,400	271,900	299,200	329,600	374,500
	7	150,100	238,900	273,800	301,400	331,800	376,800
	8	151,200	240,500	275,900	303,600	334,000	379,300
	9	152,300	241,700	278,000	305,600	335,900	381,800
	10	153,700	243,200	280,000	307,900	338,100	384,500
	11	155,000	244,800	282,000	310,100	340,100	387,100
	12	156,300	246,200	284,000	312,400	342,300	389,800
	13	157,600	247,700	286,000	314,500	344,100	392,200
	14	159,100	249,200	288,100	316,600	346,100	394,500
	15	160,600	250,500	290,000	318,800	348,200	396,700
	16	162,200	251,900	292,000	320,900	350,200	399,100
	17	163,400	253,400	293,900	322,800	351,900	400,900
	18	164,900	255,000	295,900	324,800	353,900	402,900
19	166,400	256,700	298,000	326,800	355,700	404,800	

20	167,900	258,500	300,000	328,800	357,600	406,600
21	169,300	260,100	301,900	330,600	359,600	408,500
22	172,000	261,900	304,000	332,700	361,500	410,300
23	174,600	263,600	306,000	334,700	363,500	412,100
24	177,200	265,300	308,100	336,800	365,400	414,000
25	179,900	267,200	309,800	338,200	367,400	415,800
26	181,600	269,100	311,900	340,100	369,300	417,300
27	183,300	270,900	313,900	342,000	371,300	418,800
28	185,000	272,700	315,900	343,900	373,300	420,400
29	186,500	274,400	317,700	345,600	374,800	422,000
30	188,200	276,200	319,700	347,500	376,600	423,300
31	190,000	278,100	321,800	349,400	378,400	424,600
32	191,700	279,800	323,900	351,200	380,000	425,800
33	193,300	281,300	325,200	353,100	381,800	427,000
34	195,100	283,200	327,200	354,900	383,200	428,300
35	196,900	285,000	329,100	356,700	384,700	429,600
36	198,700	286,900	331,200	358,400	386,300	430,800
37	200,300	288,500	333,100	359,800	387,700	432,000
38	202,100	290,200	335,000	361,100	388,900	432,800
39	203,900	292,000	337,000	362,500	390,100	433,600
40	205,700	293,800	338,900	363,900	391,200	434,400
41	207,400	295,400	340,800	365,200	392,300	435,000
42	209,200	297,100	342,700	366,100	393,500	435,700
43	211,000	298,600	344,500	367,200	394,700	436,400
44	212,800	300,200	346,400	368,300	395,800	437,100
45	214,200	301,800	347,900	369,100	396,500	437,900
46	216,000	303,500		370,000	397,200	438,700
47	217,700	305,100		370,900	397,900	439,100
48	219,500	306,800		371,800	398,600	439,800
49	221,200	307,800		372,700	399,200	440,300
50	222,900	309,300		373,500	399,800	440,700
51	224,500	310,800		374,300	400,300	441,100
52	226,100	312,400		375,100	400,700	441,500
53	227,600	314,000		375,800	401,100	441,900
54	229,300	315,600		376,500	401,400	442,300

55	230,900	317,200	377,200	401,700	442,700
56	232,500	318,700	377,900	402,000	443,000
57	233,600	320,200	378,400	402,300	443,300
58	235,100	321,400	379,000	402,600	443,700
59	236,500	322,600	379,600	402,900	444,000
60	237,800	323,800	380,300	403,200	444,300
61	239,100	324,500	380,700	403,500	444,600
62	240,300	325,400	381,400	403,800	444,750
63	241,300	326,200	382,000	404,100	444,900
64	242,500	327,000	382,600	404,400	445,050
65	243,800	327,900	383,000	404,700	445,200
66	244,900	328,300	383,600	405,000	445,350
67	246,100	329,000	384,200	405,300	
68	247,400	329,800	384,800	405,600	
69	248,300	330,600	385,200	405,800	
70	249,700		385,700	406,100	
71	251,100		386,200	406,400	
72	252,500		386,800	406,700	
73	253,900		387,100	406,900	
74	255,300		387,500	407,200	
75	256,700		387,900	407,500	
76	258,000		388,300	407,700	
77	259,200		388,600	407,900	
78	260,400		388,900	408,200	
79	261,800		389,200	408,500	
80	263,100		389,500	408,700	
81	264,200		389,700	408,900	
82	265,300		390,000	409,200	
83	266,600		390,300	409,500	
84	267,900		390,500	409,700	
85	268,700		390,700	409,900	
86	269,200		391,000	410,000	
87	269,800		391,300	410,100	
88	270,500		391,500	410,200	
89	270,900		391,700	410,300	

90	271,400			392,000	410,400		
91	271,800			392,300	410,500		
92	272,300			392,500	410,600		
93	272,800			392,700	410,700		
94	273,300			392,800	410,800		
95	273,800			392,900	410,900		
96	274,200			393,000	411,000		
97	274,500			393,100	411,100		
98	275,000			393,200	411,200		
99	275,300			393,300	411,300		
100	275,800			393,400	411,400		
101	276,200			393,500			
102	276,600			393,600			
103	277,000			393,700			
104	277,400			393,800			
105	277,800			393,900			
106	278,200						
107	278,500						
108	278,900						
109	279,200						
110	279,600						
111	279,900						
112	280,300						
113	280,600						
再雇用 職員		214,900	254,900	274,300	289,400	314,800	356,500

別表第2（第4条関係）

療養介助職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級
		給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円
	1	158,300	159,300	233,800
	2	159,200	160,200	234,700
	3	160,100	161,100	235,600

4	161,000	162,000	236,500
5	161,900	162,900	237,400
6	162,800	163,800	238,300
7	163,700	164,700	239,200
8	164,600	165,600	240,100
9	165,500	166,500	241,000
10	167,200	168,200	242,500
11	168,900	169,900	244,000
12	170,700	171,400	245,500
13	172,500	172,900	247,000
14	174,100	174,400	248,500
15	175,700	175,900	250,000
16	177,300	177,400	251,500
17	178,900	179,000	253,000
18	180,500	180,800	254,500
19	182,000	182,500	256,000
20	183,400	184,200	257,500
21	184,700	185,700	259,000
22	186,000	187,200	260,500
23	187,400	188,800	262,000
24	188,700	190,300	263,500
25	189,900	191,700	264,900
26	191,200	193,200	266,400
27	192,500	194,700	267,900
28	193,600	196,100	269,300
29	194,800	197,500	270,700
30	196,000	198,900	272,100
31	197,200	200,300	273,500
32	198,300	201,600	274,800
33	199,700	203,200	276,400
34	200,700	204,300	277,500
35	201,800	205,600	278,800
36	202,700	206,600	279,800
37	203,600	208,200	281,300
38	204,600	209,400	282,500

39	205,600	210,600	283,700
40	206,600	211,700	284,800
41	207,400	212,600	285,700
42	208,300	213,700	286,800
43	209,000	214,600	287,700
44	209,900	215,600	288,700
45	210,800	216,700	289,800
46	211,700	217,800	290,900
47	212,500	218,900	292,000
48	213,200	219,800	292,900
49	213,800	220,700	293,500
50	214,600	221,700	
51	215,400	222,700	
52	216,100	223,600	
53	216,800	224,300	
54	217,500	225,300	
55	218,100	226,300	
56	218,800	227,200	
57	219,100	228,000	
58	219,700	229,000	
59	220,200	229,800	
60	220,700	203,500	
61	220,900	231,300	
62	221,300	232,100	
63	221,700	233,000	
64	222,200	233,700	
65	222,600	234,300	
66	223,200	235,100	
67	223,500	235,900	
68	223,900	236,500	
69	224,400	237,100	
70	224,700	237,800	
71	225,100	238,300	
72	225,400	239,000	
73	225,800	239,700	

74	226, 200	240, 300
75	226, 600	241, 000
76	226, 900	241, 700
77	227, 100	242, 300
78	227, 500	243, 100
79	227, 900	243, 700
80	228, 000	244, 400
81	228, 200	244, 900
82	228, 500	245, 600
83	228, 900	246, 300
84	229, 100	246, 800
85	229, 300	247, 500
86	229, 600	248, 000
87	229, 900	248, 700
88	230, 000	249, 100
89	230, 300	249, 700
90	230, 600	250, 300
91	230, 900	251, 000
92	231, 000	251, 700
93	231, 300	252, 100
94	231, 500	252, 500
95	231, 600	252, 800
96	231, 700	253, 000
97	231, 900	253, 300
98	232, 200	253, 600
99	232, 400	253, 800
100	232, 500	254, 000
101	232, 600	254, 300
102	232, 700	254, 600
103	232, 900	254, 800
104	233, 000	255, 100
105	233, 100	255, 200
106	233, 300	255, 500
107	233, 500	255, 800
108	233, 600	256, 000

	109	233,800	256,200	
	110	233,900	256,500	
	111	234,100	256,800	
	112	234,200	257,000	
	113	234,300	257,100	
再雇用 職員		207,600	229,500	251,300

別表第3 (第4条関係)

医療職 (一) 給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
21	320,100	394,900	447,900	513,900	

22	323,800	397,200	450,300	515,700
23	327,300	399,700	452,600	517,600
24	330,600	401,800	454,900	519,500
25	334,100	403,800	456,900	521,200
26	336,800	406,100	459,200	523,000
27	339,400	408,300	461,400	524,800
28	342,000	410,600	463,700	526,600
29	344,800	412,900	465,800	528,200
30	346,700	415,000	468,100	530,000
31	348,900	417,000	470,400	531,800
32	351,300	419,100	472,600	533,600
33	353,500	421,000	474,600	535,200
34	355,800	422,800	476,700	537,000
35	357,900	424,600	478,800	538,700
36	360,200	426,600	480,900	540,500
37	362,400	428,500	483,000	542,100
38	364,800	430,500	484,800	543,700
39	367,000	432,400	486,600	545,100
40	369,000	434,400	488,400	546,700
41	371,300	436,200	490,100	548,200
42	372,500	438,000	491,900	549,600
43	373,900	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700

57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		

	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再雇用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師等で、理事長が定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（二）給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300
19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200	

20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300
21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100
22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700
23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300
24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800
25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300
26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600
27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900
28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200
29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500
30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700
31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900
32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000
33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200
34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400
35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600
36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800
37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100
38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900
39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300
40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000
41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800	

55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100
56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400
57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700
58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000
59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300
60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700
61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900
62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200
63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500
64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	
67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600	
68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200	
69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600	
70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100	
71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600	
72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100	
73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700	
74	239,400	283,200	319,200		382,200	
75	240,100	283,700	319,800		382,800	
76	240,600	284,500	320,400		383,400	
77	241,000	285,300	321,000		383,900	
78	241,600	285,900	321,500		384,400	
79	242,200	286,500	322,000		384,900	
80	242,800	287,100	322,500		385,400	
81	243,100	287,800	323,100		385,700	
82	243,500	288,300	323,600		386,200	
83	243,900	288,700	324,000		386,600	
84	244,200	289,100	324,500		387,000	
85	244,500	289,300	325,000		387,400	
86		289,500				
87		289,700				
88		289,900				
89		290,300				

	90	290,500						
	91	290,700						
	92	290,900						
	93	291,300						
	94	291,500						
	95	291,700						
	96	292,000						
	97	292,400						
	98	292,700						
	99	292,900						
	100	293,200						
	101	293,500						
再雇用 職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で、理事長が定めるものに適用する。

別表第5

医療職給料表（三）給料表

職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再雇用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700	

14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900

49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	262,100	292,300	328,800		384,500		
75	263,200	293,500	329,900		385,100		
76	264,300	294,800	331,100		385,600		
77	265,300	296,200	332,200		386,000		
78	266,300	297,500	333,400		386,600		
79	267,500	298,700	334,500		387,100		
80	268,500	300,000	335,700		387,400		
81	269,400	300,500	336,800		387,700		
82	270,400	301,700	337,900		388,200		
83	271,500	302,800	338,900		388,600		

	84	272,600	304,000	340,000		388,900		
	85	273,400	305,100	340,900		389,200		
	86	274,300	306,300			389,700		
	87	275,400	307,500			390,200		
	88	276,500	308,600			390,600		
	89	277,300	309,900			390,900		
	90	278,200	311,100			391,300		
	91	279,000	312,300			391,800		
	92	280,000	313,500			392,200		
	93	280,900	314,300			392,600		
	94	281,900	315,000					
	95	282,800	315,700					
	96	283,800	316,300					
	97	284,400	317,000					
	98	285,200	317,300					
	99	285,800	317,900					
	100	286,700	318,600					
	101	287,500	319,000					
	102	288,300	319,600					
	103	289,100	320,200					
	104	289,900	320,800					
	105	290,600	321,200					
	106	291,100						
	107	291,600						
	108	292,100						
	109	292,300						
	110	292,600						
	111	292,800						
	112	293,200						
	113	293,500						
再雇用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で、理事長が定めるものに適用する。

別表第6（第4条関係）

等級別基準職務表

ア 事務職

等級	基準となる職務
6級	事務局長（高度な知識、経験を有する）
5級	事務局長、部長
4級	課長
3級	課長補佐、事務員（特に高度な技術、経験を有する）
2級	事務員（高度な知識、経験を有する）
1級	事務員

イ 療養介助職給料表

等級	基準となる職務
3級	介護福祉士（高度な技術、経験を有する）
2級	介護福祉士
1級	療養介助員、看護助手

ウ 医療職（1）

等級	基準となる職務
4級	病院長、副院長、
3級	院長補佐、部長、医長（高度な技術、経験を有する）
2級	医長、医員（高度な技術、経験を有する）
1級	医員

エ 医療職（2）

等級	基準となる職務
7級	副院長
6級	部長、所長
5級	副部長、課長
4級	課長補佐、技師（特に高度な技術、経験を有する）
3級	主査、技師（高度な技術、経験を有する）
2級	技師（相当の技術を有する）
1級	技師

備考 別表に定める「技師」の規定は、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、薬剤師、管理栄養士、社会福祉士、視能訓練士、精神保健福祉士その他の資格職について準用する。

オ 医療職（3）

等級	基準となる職務
7級	副院長

6級	部長、所長
5級	副部長、課長
4級	師長補佐、課長補佐、看護師（特に高度な技術、経験を有する）
3級	主査、看護師（高度な技術、経験を有する）
2級	看護師、准看護師（高度な技術、経験を有する）
1級	准看護師